

平成26年分所得税 確定申告は 期限内に!

2月16日(月)～3月16日(月)

大和税務署 ☎(262)9411
市民税課 ☎(235)8594

市役所でも受け付け

- ▼日時 2月16日(月)～3月16日(月)(土)(日)は除く。ただし、2月22日・3月1日(日)は実施)
- ▽午前の部 8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ)
- ▽午後の部 13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)
- ※混雑時は受け付け終了時間が早まる場合があります。
- ▼会場 市役所 702・703会議室
- ▼対象 収入 給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方
- 控除 医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除の追加など
- ※2月21日・3月7日(土)(8時30分～12時)の市役所土曜開庁日は、完成した申告書の提出に限り市民税課窓口で收受します。

給与・公的年金以外の 申告は大和税務署へ

- 次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告を行ってください。ただし、完成した申告書に限り、市役所でも收受します。
- ① 給与・公的年金以外の収入に関する申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)
 - ② 住宅借入金等特別控除の申告
 - ③ 雑損控除の申告
 - ④ 特定支出控除の申告
 - ⑤ 平成25年分以前の申告
- ※市・県民税の住宅借入金等特別税額控除は、確定申告または年末調整後、所得税から控除しきれなかった場合に適用されます。

公的年金などに係る 確定申告不要制度

平成23年分以降、公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

の場合は、確定申告を要しません。ただし、確定申告を要しない場合でも、確定申告書の提出は可能であり、確定申告書の提出は不要ではありません。

税理士による 無料申告相談会を開催

▼日時 2月10日(火)・12日(木)・13日(金)

▽午前の部 9時～12時(受け付けは11時30分まで)
▽午後の部 13時～15時30分(受け付けは15時まで)

※混雑する場合は、先着順で早めに受け付けを締め切り、午後の受け付けを行わない場合もありますのでご注意ください。

▼会場 市役所 703会議室

▼対象 小規模納税者(26年の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費税、年金受給者および給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告。なお、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、こ

の案内に従って金額などを入力すると税額などが自動計算され、申告書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。

また、所得税の確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。なお、2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。申告期間中、市役所でも次のとおり申告書の受け付けを行います。

下である場合の確定申告は不要になりました。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は可能です。

また、確定申告が不要な場合でも、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(扶養控除や医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

2月4日以降に大和税務署で 確定申告書作成会場開設

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の確定申告書の作成は、2月4日(水)以降に大和税務署内の作成会場へお越しください。

市・県民税(住民税)の 申告

平成27年度市・県民税の申告書の提出期限は3月16日(月)です。申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行が

確定申告、市・県民税の申告に 持参するもの

所得税の確定申告は①～⑨、市・県民税の申告は①～⑤を持参してください。なお、申告の内容により、この他の資料が必要になる場合があります。

- ① 印鑑・筆記用具・計算用具
- ② 源泉徴収票(原本)
- ③ 社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ④ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤ 医療費控除がある場合は、領収書(あらかじめ合計額を計算)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた場合は、その金額が分かるもの
- ⑥ 申告者本人の銀行口座番号
- ⑦ 前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控え、または写しなど
- ⑧ 税務署から申告書やお知らせはがきが郵送された方は、その用紙など
- ⑨ e-Tax を利用している方は、利用者識別番号と暗証番号

下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がない方

④ 市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月13日(金)までは市民税課窓口(土曜開庁日も含む)で、2月16日(月)～3月16日(月)は市役所 702・703 会議室で